

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 29 日

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省医政局総務課

オンライン診療の利用手順を示した手引書等について

別添のとおり、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛て通知致しましたので、貴団体におかれましては、同内容について、貴団体会員等に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 29 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

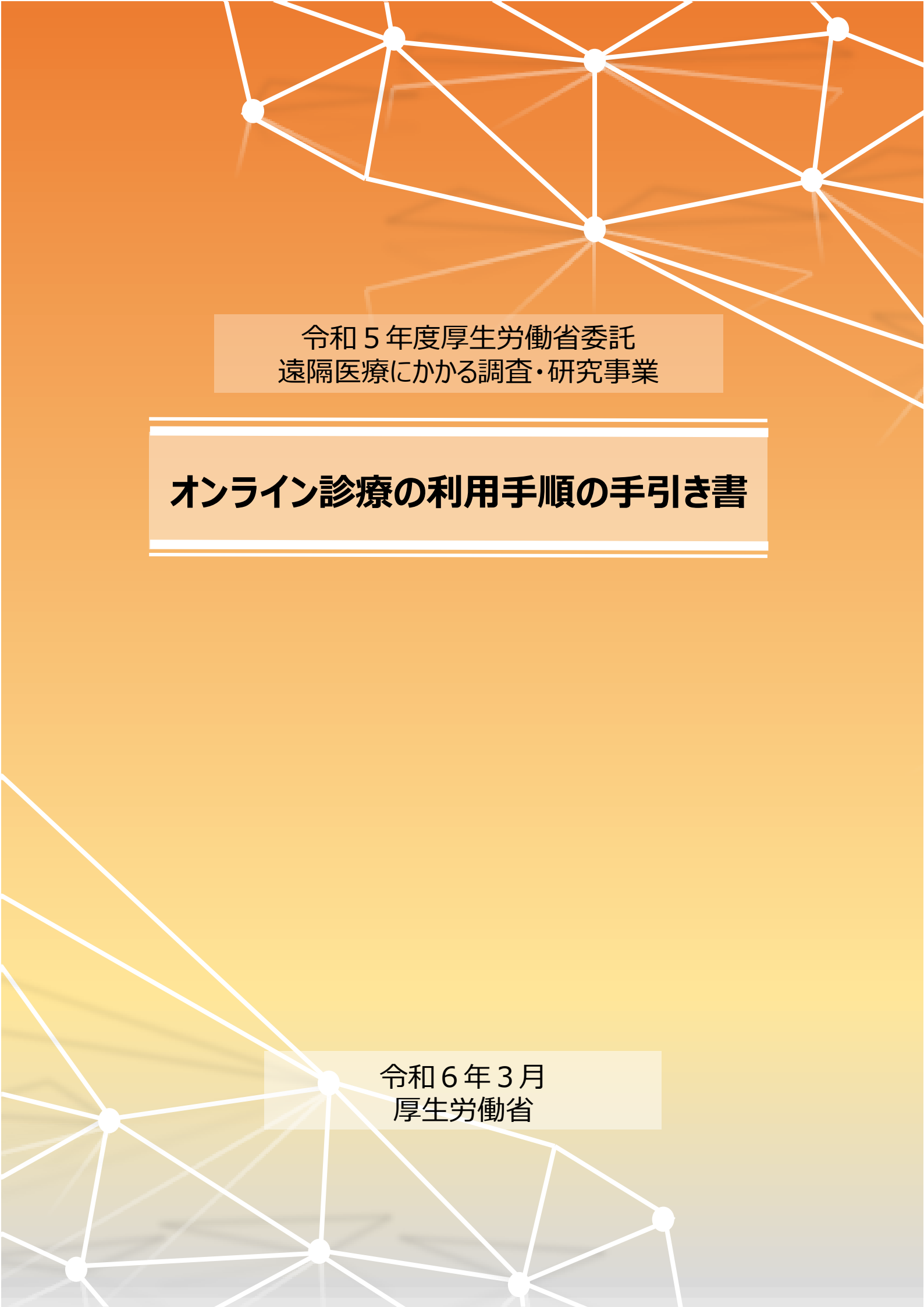
オンライン診療の利用手順を示した手引書等について

令和 5 年 6 月 30 日付け「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針について（通知）」（医政発 0630 第 3 号）に基づき、オンライン診療その他の遠隔医療を幅広く適正に推進するため、下記のとおり、オンライン診療の利用手順を示した手引書等を作成しましたので、ご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1.（医療機関向け）オンライン診療の利用手順を示した手引書
- 2.（医療機関向け）オンライン診療における処方薬の受け渡し方法の手引書
- 3.（医療機関向け）「オンライン診療指針」の遵守の確認をするためのチェックリスト
- 4.（医療機関向け）オンライン診療に際し患者に説明すべき内容のチェックリスト
- 5.（国民患者向け）「オンライン診療指針」の遵守を確認するためのチェックリスト
- 6.（国民患者向け）都道府県が周知広報する際のリーフレットの雛形

以上



令和5年度厚生労働省委託
遠隔医療にかかる調査・研究事業

オンライン診療の利用手順の手引き書

令和6年3月
厚生労働省

目 次

目 次	2
第 1 章 手引き書の目的と活用方法	4
1. はじめに	4
1) 目的	4
2) 本手引き書の構成と活用方法	4
3) 留意事項	5
第 2 章 オンライン診療とは	6
1. オンライン診療の定義	6
2. オンライン診療に期待される役割・目的	6
3. オンライン診療適用の考え方	7
1) 患者の同意	7
2) 対面診療との組み合わせ	7
3) オンライン診療における「初診」の留意点	8
4. オンライン診療システムの概要	9
1) オンライン診療に使用する機器	9
第 3 章 オンライン診療の導入の手順	10
1. 事前検討	10
1) 医療機関における課題・患者ニーズの把握	10
2) オンライン診療の患者の対象範囲・患者数の検討	10
3) 実施可能時間の検討	11
4) 他の医療機関や地域での導入事例の確認	11
2. 体制の整備	12
1) 関係者の合意形成	12
2) 人材確保及び育成	13
3. 導入のための準備	14
1) 予算・費用の確認	14
2) 導入システムの選定	14
4. 実施環境の構築	15
5. 実施手順の確認	15
1) 各種届出の実施	15
2) 患者説明資料の作成	15
3) 予約管理体制の構築	15
4) 保険証・医療証等の確認方法の構築	15

5) 決済方法、処方箋・医薬品提供体制の構築	16
6) 業務手順の構築	16
第4章 オンライン診療の実施の流れ.....	17
1. オンライン診療を実施するまでの流れ.....	17
2. オンライン診療に関する業務の一般的なフロー	18
第5章 関係する通知・ガイドライン等.....	19
1. オンライン診療指針やガイドライン等.....	19
1) 全般にかかわるもの.....	19
2) 主に情報セキュリティ対策にかかわるもの	19
3) 不適切な診療等に対する注意喚起等	19
2. 関係団体等によるガイドライン等	19
1) 全般にかかわるもの.....	19

第1章 手引き書の目的と活用方法

第1章では、手引き書の目的や構成、活用方法について解説します。

1. はじめに

情報通信技術の発展並びに地域の医療提供体制及び医療ニーズの変化に伴って、近年ますますオンライン診療の需要が高まっています。

オンライン診療については、これまで「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年厚生労働省医政局長通知2の別紙。以下「オンライン診療指針」という。）や、「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）の策定などにより適切な実施に向けてのルールや各関係者が実施すべきことを示してきました。

オンライン診療の活用が広がる中で、適正かつ幅広い普及に資することを目的として、オンライン診療指針や基本方針の内容に基づいた、オンライン診療の手引き書を作成することとしました。

なお、オンライン診療を実施する医師は必ず研修の受講が必要です。以下の「オンライン診療を行う医師向けの研修」（無料）を必ず受講して下さい。

オンライン診療研修

検索

厚生労働省「オンライン診療研修実施概要」

<https://telemed.training.jp/entry>

1) 目的

本手引き書は、オンライン診療の適正かつ幅広い普及を促進するため、医療機関がオンライン診療を導入する際の手順を整理することを目的としています。ここでいう「適正」な推進とは、安全性、必要性、有効性、プライバシーの保護等の個別の医療の質を確保するという観点に加え、対面診療と一体的に地域の医療提供体制を確保する観点も含まれます。

2) 本手引き書の構成と活用方法

本手引き書は、以下のとおり第1章～第5章、及び巻末資料から構成されます。オンライン診療の基本的な考え方等をまず確認したい場合は、主に第1章・第2章を、オンライン診療の導入を具体的に検討したい場合は、主に第3章～第5章及び巻末資料を参照・活用してください。

本手引き書は、オンライン診療を実施しようとする医療機関において、導入にあたりまず必要なこと、特に重要なことを中心に記載しています。保険診療・自由診療を問わずオンライン診療を実施する際に必ず遵守すべきガイドライン等は第5章を参考にしてください。

章立て		主な内容
第1章	手引き書の目的と活用方法	・ 手引き書の目的、構成、活用方法について解説します。
第2章	オンライン診療とは	・ オンライン診療の実施を検討する際にまず知っておくべき基本的な考え方、期待される役割などについて解説します。
第3章	オンライン診療の導入の手順	・ オンライン診療の導入までに必要な手順について解説します。
第4章	オンライン診療の実施の流れ	・ オンライン診療を実施するまでの流れ及び業務の一般的なフローを、医療機関側及び患者側それぞれで整理し解説します。
第5章	関係する通知・ガイドライン等	・ オンライン診療において遵守すべき指針やガイドライン等の参考資料を紹介します。
巻末資料		・ 各種チェックリストの雛型等

3) 留意事項

本手引き書は、オンライン診療に関する社会情勢の変化、エビデンスの蓄積の状況等を踏まえつつ、様々な制度との関係性の観点を含め、今後必要に応じて見直しを行うことを想定しています。

第2章 オンライン診療とは

第2章では、オンライン診療の実施を検討する上でまず知っておくべき基本的な考え方や、オンライン診療に期待される役割などについて解説します。

1. オンライン診療の定義

本手引き書におけるオンライン診療の定義は、オンライン診療指針の定義のとおり、「医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為」とします。

オンライン診療の形態としては、主に医師と患者の間で行われるもの（D to P）、看護師が患者のいる場所に同席するもの（D to P with N）などがあります。

2. オンライン診療に期待される役割・目的

オンライン診療に期待される役割・目的については、オンライン診療指針や基本方針において記載されているため、まずはそちらを参照してください。

オンライン診療の活用場面として、例えば次のものが考えられます。

- ・ 医療機関が遠方にあり通院が困難な患者の受診機会の確保
- ・ 感染症流行時において患者・医療機関双方の感染リスクの排除及び患者の通院不安の軽減
- ・ 在宅の訪問診療と組み合わせることによる受診の機会の増加
- ・ やむをえない事情（育児・介護等）で通院が困難であった患者の治療継続
- ・ 大地震・台風・大雨・大雪等の災害時の受診機会の確保

上記に加え、個別の事例においては、オンライン診療を実施することにより、患者の日常生活や家庭の様子を目にすることができ診療の質がより上がったという医師の声や、人の目を気にせずリラックスして受診できたという患者の声もあります。

3. オンライン診療適用の考え方

オンライン診療は患者と直接的な関係が既に存在する医師（「かかりつけの医師」）によって実施されることが原則です。オンライン診療を実施する際は、同じ患者であっても、毎回、医師が医学的な観点から実施の可否を判断する必要があります。オンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合はオンライン診療を中止し、速やかに適切な対面診療につなげなければなりません。

急病急変患者についてはオンライン診療でなく対面診療によることとされているほか、オンライン診療が困難な症状として、一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等が参考になります。これらを踏まえて医師が判断し、オンライン診療が適さない場合には対面診療を実施する（対面診療が可能な医療機関を紹介する場合も含む。）ことが求められます。

その患者にとってオンライン診療がふさわしいか検討する際の参考となる例として、各学会からガイドライン等が発出されています。¹

上記に加え、オンライン診療で特に気を付けなければならない点を、以下のとおり記載します。詳細は、オンライン診療指針をご確認ください。なお、オンライン診療指針は自由診療か保険診療かに関わらず適用されます。

1) 患者の同意

オンライン診療を実施する際は、実施する旨について、医師と患者との間で合意が必要になります。合意に当たっては、患者がオンライン診療を希望する旨を明示的に確認することが求められます。

オンライン診療は、対面診療に比べて得られる患者の心身の状態に関する情報が限定されるため、医師は、こうしたオンライン診療による診療行為の限界等を正しく理解した上で、患者及びその家族等に対して、オンライン診療の利点やこれにより生ずるおそれのある不利益等について、事前に説明しなければなりません。

巻末資料に、チェックリスト等がありますので参考にしてください。

2) 対面診療との組み合わせ

オンライン診療は、情報通信技術（ICT）を活用し、医師と患者が離れた場所でありながら、患者の状態を把握し、診療を行うものです。患者の外来通院や医師の訪問診療などの対面による診療行為と適切に組み合わせながら実施するものです。

オンライン診療により医師が行う診療行為の責任については、原則として当該医師が責任を負います。このため、医師はオンライン診療で十分な情報を得られているか、その情報で適切な診断ができるか等について判断します。オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかにオンライン診療を中断し、対面による診療に切り替えることが求められます。

また、患者の急変などの緊急時等で、オンライン診療の実施が適切でない状況になった場合においても、患者の安全が確保されるよう、医師は、診療計画において急病急変時の対応方針（自らが対応できない疾患等の場合は、対応できる医療機関の明示）を記載する、急変時に対応する医療機関に対して当該患者の診療録等必要

¹ 各学会のガイドライン等の一例：「プライマリ・ケアにおけるオンライン診療ガイド」（令和3年8月3日一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会）

https://www.pc-covid19.jp/files/guidance/online_guidance-2.pdf.pdf

な医療情報を事前に共有するなど、必要な体制を確保しなければなりません。

3) オンライン診療における「初診」の留意点

初診からのオンライン診療は、オンライン診療指針で定める例外を除き、原則として「かかりつけの医師」が行うことが求められます。

オンライン診療指針における「初診」は、初めて診察を行うことをいいますが、継続的に診療している場合においても、新たな症状等（ただし、既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。）に対する診察を行う場合や、疾患が治癒した後又は治療が長期間中断した後に再度同一疾患について診察する場合も、「初診」に含みます。

初診からのオンライン診療の場合及び新たな疾患に対して医薬品の処方を行う場合は、一般社団法人日本医学学会連合が作成した「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」等の関係学会が定める診療ガイドラインを参考に行うことが求められます。

また、オンライン診療指針において、初診の場合には以下の処方が禁止されています。

- ・ 麻薬及び向精神薬の処方
- ・ 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤）の処方
- ・ 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方

また、重篤な副作用が発現するおそれのある医薬品の処方は特に慎重に行うとともに、処方後の患者の服薬状況の把握に努めるなど、そのリスク管理に最大限努めなければなりません。

4. オンライン診療システムの概要

オンライン診療システムは、遠隔地の医師がテレビ電話等の ICT ツールを活用して、患者の顔色や表情、動作等を確認しながら問診を行うことを可能にするシステムです。ツールとしては、テレビ電話等だけでなく、体重、血圧等のバイタルデータや問診記録等を伝送可能なシステムを含むツールもあります。

どのような運用をするか検討し、導入するシステムを選定します。詳細は「第3章 オンライン診療の導入の手順」で紹介します。

1) オンライン診療に使用する機器

オンライン診療に使用する機器は、医療機関側で PC 及びモニタ・タブレット端末等、患者側で PC・スマートフォン・タブレット端末等が考えられます。

PC など、医療機関に導入済みの機器等で適切な性能を有するものがあれば、それを使用することで、導入費用を縮減できる場合があります。

ただし、電子カルテを利用する端末で、オンライン診療に用いるシステムを直接起動し、オンライン診療を行うと、セキュリティ上の問題が生じた場合、当該診療に係る患者だけではなく、電子カルテデータベースやそれと連結した医事システムやレセプト作成用コンピュータ内のすべての患者の情報に影響が及ぶ可能性があります。オンライン診療指針及び本手引き第5章において紹介している「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、十分に注意を払う必要があります。

第3章 オンライン診療の導入の手順

第3章では、オンライン診療の導入に必要な5つの手順について解説します。



1. 事前検討

オンライン診療の導入に向けて、まず医療機関における患者ニーズや課題を把握します。その上で、対象となる患者の範囲・患者数、実施可能時間について検討します。

1) 医療機関における患者ニーズ・課題の把握

オンライン診療の導入を検討する医療機関において、次の内容を把握します。

- ・ 患者からどのようなニーズがあるか
- ・ どのような課題があるか

また、そのニーズ・課題がオンライン診療の導入によって解決できるものか考える必要があります。

患者ニーズの具体例として、次の内容などが考えられます。

- ・ 感染症が不安で通院が難しい
- ・ 遠方に転居・単身赴任したが、引き続き慣れ親しんだ医療機関を受診したい
- ・ 介護・子育て・仕事等のため通院タイミング等が制限される
- ・ 施設入所者や在宅の認知症患者等の通院において、施設職員や家族の付添い負担が大きく通院タイミング等が制限される
- ・ 遠方の専門医を受診したいが、遠方への通院は負担が大きく通院タイミング等が制限される

医療機関における課題の具体例として、次の内容などが考えられます。

- ・ 訪問診療において、移動時間が長く、診療に十分な時間を当てられないことがある
- ・ 不妊治療などにおいて、対面診療では男性の参加が少ない傾向にあり、夫婦・パートナーが揃って受診できないことがある
- ・ 時間外の救急患者の受入れ判断が難しい

2) オンライン診療の患者の対象範囲・患者数の検討

オンライン診療の導入を検討する医療機関において、次の内容を検討します。

- ・ どのような範囲の患者を対象とするか（患者の対象範囲）
- ・ その場合の患者数の想定
- ・ どのような目的でオンライン診療を行うか
- ・ オンライン診療の適用の考え方に照らして適切な範囲か

また、保険診療で実施する際の施設基準等の確認が必要です。

患者の対象範囲の具体例として、次の内容などが考えられます。

- ・ 問診により状況把握が可能な患者
- ・ 慢性疾患で基本的に体調に変化がなく、同じ薬を服用している患者
- ・ 対面診療の経験のある初診以外の患者に限る/対面診療の経験のない初診患者も対象とするが、診療情報提供書等により医療情報を十分把握可能な患者に限る

3) 実施可能時間の検討

オンライン診療を導入する医療機関内において、次の内容を検討します。

- ・ オンライン診療の実施時間
- ・ 予約可能時間

なお、外来診察の時間内は予約のない外来患者もあり、予約時間管理が難しいため、平日の昼や夕方、土日など外来診察の時間外をオンライン診療の実施時間として設定している医療機関もあります。

4) 他の医療機関や地域での導入事例の確認

1) ～ 3) の検討にあたっては、他の医療機関や地域での導入事例の確認や、オンライン診療システム事業者との打ち合わせ等を行い、既存の導入事例を確認することも有効です。これにより、システム導入にかかるコストや運用面での負荷について情報収集することが可能です。

本手引き書巻末資料の「オンライン診療その他の遠隔医療に関する事例集（令和5年8月）」「遠隔医療に係る事例集」でオンライン診療の取組事例について整理しているため、目的や規模等を踏まえ各事例を参考にしてください。

なお、情報収集する際の具体例として、次の内容などが考えられます。

- ・ 地域医療における役割の近い医療機関（例えば公的な医療機関）での導入事例の聞き取り
- ・ 支払方法、対象患者、使用しているシステム、診療料、診療時間等の確認

2. 体制の整備

オンライン診療の体制を整備するため、医療機関内の関係者の合意形成や役割分担の明確化を行う必要があります。

1) 関係者の合意形成

オンライン診療の体制を整備するため、関係者の合意形成が必要となります。実施体制は医療機関によって異なりますが、病院・診療所においてそれぞれ以下のような例があります。

(1) 病院における合意形成

病院においては、複数部署の連携が必須であり、組織としての意思決定が必要となります。病院によって異なりますが、例えば以下のような役割分担で、複数の部署が体制整備に関わります。

所属	役割	具体的な内容
病院経営	- 意思決定 - セキュリティリスク管理	既存の診療形態（外来、病棟、在宅、透析など）との連携や役割分担の明確化 電子カルテや治療アプリケーションソフトウェア（アプリ）、Personal Health Record（PHR）など他の ICT 利用システムとの連結・整備に関する判断 費用対効果のシミュレーションと実地検証 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等や院内規定との準拠確認 院内掲示などによりかかりつけの患者へオンライン診療の案内 （院外処方の場合）調剤薬局との連携 （DtoPwithD/N 等のオンライン診療を実施する場合）先方の医療機関等との連携
医師	- 書類作成 （初診・必要時）診療前相談 - オンライン診療	オンライン診療研修の受講、医師の身分証明書の発行、診療スケジュールの調整、診療後のフォローアップや患者安全に関するケースカンファレンスの実施など
看護師	患者ケアや安全に関する支援	初診患者に対する他院からの情報提供書の依頼 対面診療への切り替え時のケア移行の支援
薬剤師	（院内調剤の場合）	院内調剤となるケースの条件確認 オンライン／窓口服薬指導 処方薬の窓口受け取り／郵送 不適切処方がないか確認
事務職員（情報システム課、用度課等）	- オンライン診療システム提供事業者対応 - 機器準備	診療フローの策定 書類・帳票の作成 患者向け接続・操作マニュアルの作成

所属	役割	具体的な内容
	・ 書類作成	クレーム・トラブル対応 (利用時) ベンダーとの連携
事務職員（会計課等）	・ オンライン診療システム 提供事業者対応 ・ 決済準備	登録・予約手続き 受診者数の管理 支払い手続き（手数料含む）

また、病院によっては、運用方法の検討、患者情報の共有や課題の共有等を実施するため、医師、看護師、薬剤師、医事課、会計課職員等から構成される専門の委員会を院内に立ち上げる事例もあります。

※ セキュリティインシデントに対応する体制がなければ整備すること検討する必要があります。

（２）診療所における合意形成

診療所の場合、院長による意思決定で導入を決定するケースが多いですが、自院における課題・患者ニーズを十分に把握した上で、オンライン診療の導入を検討することが重要です。

また、実施体制としては、医師一人、又は医師・看護師の二人等、少人数の体制となることが想定されますが、オンライン診療に係る看護師・事務スタッフ等に説明を行い、実施体制を構築する必要があります。予約や会計などは事務スタッフ等が担うことが想定されるため、システム導入の打ち合わせ等について事務スタッフ等にも早期から同席してもらうことも重要です。

２）人材確保及び育成

医師への研修に関しては、オンライン診療指針において、オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が定める研修を受講することが求められています。研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得しなければなりません。通常の診療業務の一環としてオンライン診療を導入することが考えられるため、通常はオンライン診療専任の人材を確保するのではなく、既存の人員からの育成が必要となる場合が多いです。オンライン診療システム事業者から、システム導入の際にレクチャーや勉強会が実施されるケースも見られます。

3. 導入の準備

導入のための準備として、予算・費用の精査や、どのオンライン診療システムを導入するか検討する必要があります。

1) 予算・費用の確認

導入するシステムに応じた予算・費用の確認が必要となります。オンライン診療システムによっては、固定費用が発生せず、診療実績に応じて費用を支払うシステムもあるため、様々な支払いモデルの中から自院に見合ったシステムを選定することが重要です。

2) 導入システムの選定

必要な機能を持つシステムの中から、最適なシステムを選定する必要があります。また、病院や診療所内にシステムを導入することになるので、情報セキュリティ対策の面も十分に確認して、導入するシステムを選定する必要があります。

情報セキュリティ対策については、本手引き第5章において紹介している「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、十分に注意を払う必要があります。

システムを選定する際は、オンライン診療に使用することを念頭に置いたオンライン診療システムの中から選択することが多いと考えられますが、一般的に用いられているビデオ通話の汎用サービスに診療の各手順を組み合わせる運用する場合もあります。ビデオ通話の汎用サービスを利用する場合は、セキュリティポリシーを確認し、支払いや予約管理体制も自前で構築する必要があることに注意が必要です。

オンライン診療に使用することを念頭に置いたオンライン診療システムの中からどのシステムを選択するかは、次のポイントなどが検討材料になります。個々の医療機関における診療環境に合わせて、どのシステムを選択するか検討してください。

	システム選定のポイント
費用面	・ システム利用料がかかる/かからない ・ 決済手数料がかかる/かからない ・ 定額/利用者数に応じて変動
機能面	・ 患者側のアプリのダウンロードが要/不要 ・ 決済業務や予約管理などがシステムに包含されている ・ 医師・患者の本人確認が可能 ・ 予約管理方法 ・ 決済方法（クレジットカード/電子マネー）
サポート面	・ 医療機関/患者からの問い合わせ窓口がある ・ システム操作等に関する講習会等がある

システムの機能の検討とあわせて、下記の点も検討が必要です。

<事業継続性・リスク面>

導入するシステムが、システムやサービスの障害・停止などで利用できない場合の対応方針について、契約前には必ず利用規約等を確認し、対応方針について把握しておく必要があります。

<セキュリティ面>

利用する際の自施設のセキュリティ要求内容やレベルについて、特に病院では、自施設のセキュリティポリシーに準じたシステムでないとシステムを導入できないため、事前に確認が必要です。

4. 実施環境の構築

実施に向けて、「第2章 オンライン診療とは」で示したオンライン診療で使用する機器のうち、必要なものを導入する必要があります。また、業務を担当する職員（医師・看護師・事務職員等）や、訪問看護事業所等の関係機関との連携体制の構築が必要です。

5. 実施手順の確認

実施に向けて、必要な届出や資料作成、予約管理体制などの構築を行います。

1) 各種届出の実施

保険診療の診療報酬を請求するにあたっては、地方厚生(支)局に対して情報通信機器を用いた診療についての施設基準の届出が必要になります。

2) 患者説明資料の作成

オンライン診療の実施に当たっては、患者の希望を十分踏まえて、希望された患者に対してオンライン診療の説明を行い、利用への同意を得る必要があります。

具体的には、患者向けの説明書、同意書、診療計画書、院内掲示等の作成が必要となります。オンライン診療システム提供事業者の支援を受けて必要書類を作成している医療機関もあります。

また、患者には使用するオンライン診療システムの説明をした上で、セキュリティ面におけるリスク（患者側の端末で推奨されるセキュリティ対策や個人情報の管理の責任の所在等）について説明し、合意を得る必要があります。

本手引き書の参考資料に、患者に説明すべき事項のチェックリストを添付しておりますので参考にしてください。

3) 予約管理体制の構築

オンライン診療患者としての診療枠の設定が必要となります。

また、予約管理の方法としては、例えば次のケースが考えられます。

- ・ 専用の予約システムで管理
- ・ 電子カルテで管理
- ・ オンライン診療システムで管理

4) 保険証・医療証等の確認方法の構築

保険証・医療証等の確認方法の構築が必要になります。導入するオンライン診療システムの機能にもよりますが、確認方法として例えば次のケースが考えられます。

- ・ 患者が保険証・医療証等の写真を撮影しアプリ等にアップロード

なお、令和 6 年 12 月 2 日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行していくことも踏まえ、今後、オンライン診療においてもマイナンバーカードによるオンライン資格確認の運用が開始されます（令和 6 年 4 月より）。

5) 決済方法、処方箋・医薬品提供体制の構築

汎用サービスを用いる場合は、医療機関独自の決済システムの構築が必要になります。クレジットカードによる決済や、医療機関の銀行口座への振り込みなども考えられますが、通院している患者で、次回来院時まで待てるのであれば、その際の支払いとすることなども考えられます。

また、処方箋の交付の流れや、院内処方の場合は医薬品の提供体制を構築する必要があります。

6) 業務手順の構築

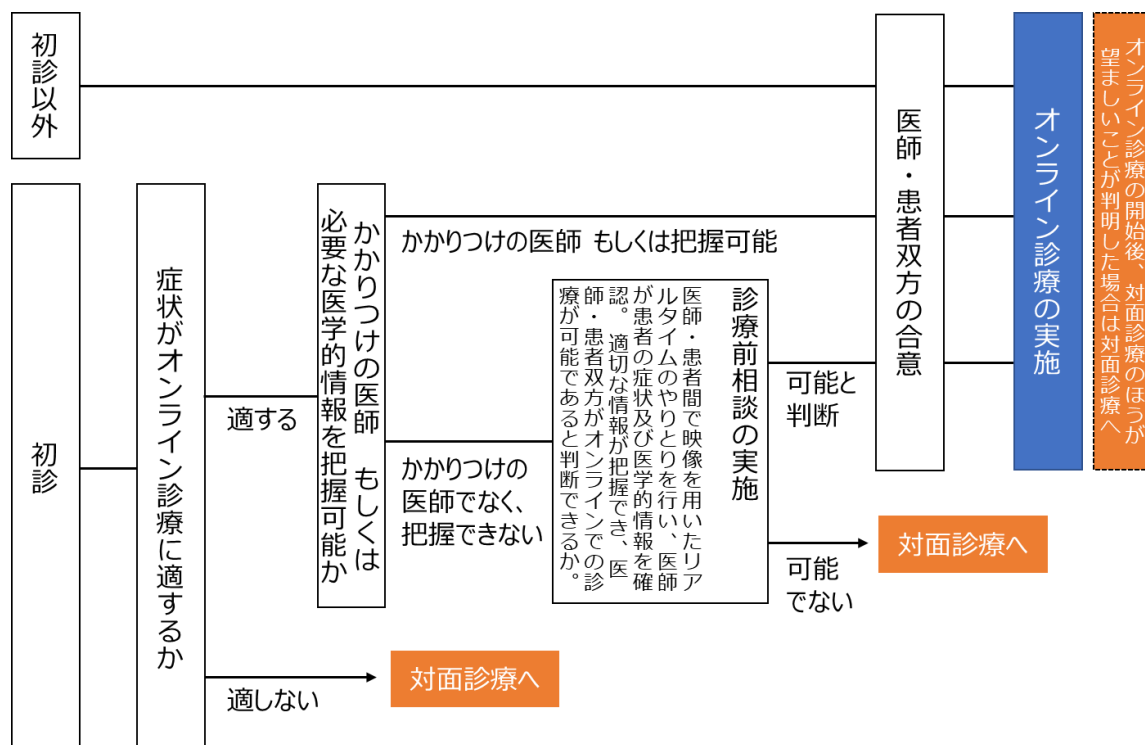
関係者及びシステム提供事業者と業務手順についての調整が必要です。具体的には、「第 4 章 オンライン診療の実施の流れ」に示すような業務手順を検討する必要があります。

第4章 オンライン診療の実施の流れ

第4章では、オンライン診療を実施するまでの流れ及び業務の一般的なフローを、医療機関側及び患者側それぞれで整理し解説します。

1. オンライン診療を実施するまでの流れ

初診か初診以外かによって、次のとおりオンライン診療実施までの流れが異なります。初診の定義については、「第2章 オンライン診療とは 3. オンライン診療適用の考え方 3) オンライン診療における「初診」の留意点」(P.9)を参照してください。



2. オンライン診療に関する業務の一般的なフロー

オンライン診療に関する業務の一般的なフローは下図のとおりです。医療機関内の対応は事務職員等が主に実施するもの、医師が実施することが求められるもの・主に実施するものに分けて記載しています。



フロー	医療機関		患者
	事務職員等	医師	
1 予約	・予約登録等を実施		・アプリケーションまたは電話等で診察予約
2 診療前 (事前準備)	・保険証・医療証の確認 ・事前問診票がある場合は内容の確認	・診療計画を定める かかりつけの医師以外による初診の場合には診療前相談を実施 or 必要な医学的情報を過去の診療録等から把握	・保険証・医療証の登録、提示 ・事前問診票がある場合は記入 ・通信に問題がないか、音声や動画の接続テスト
3 診療開始時	・医療機関から患者に連絡	・相互に本人確認（原則として顔写真付きの身分証明書をを用いて医師本人の氏名を示す。）	・診療の予約時間には、プライバシーの確保できる場所で待機 ・相互に本人確認 初診の場合、原則として顔写真付きの身分証明書をを用いる
4 診療		・診断結果や予想される変化等を説明し、急変時の対応や受診先を指示 ・ビデオ通話により生じるおそれのある不利益、処方する薬について説明 ・院外処方の場合は処方箋の発送先（患者/患者の希望する薬局）の確認 ・次回の診察日の希望を確認して予約登録 ・処方箋発行 ※医薬品の転売や不適正使用が疑われる場合は処方しない（向精神薬・睡眠薬、体重減少目的の利尿薬や糖尿病治療薬、美容目的の保湿剤など） 初診の場合、診療の開始後に症状など確認しながら診療計画を作成して説明する	・次回の診察日の希望を伝える ・医療機関で直接受診するよう推奨された場合は医師の指示に従う
5 会計	・診療報酬点数を計算し、患者へ請求		・請求額を確認し、クレジットカード等により支払い
6 処方箋発行	【処方箋発送（院外処方）】 ・患者の希望する薬局の確認 ・処方箋を患者又は患者が指定する薬局に発送（FAX・メール等、後ほど原本郵送） ※FAX 等での送付の場合、誤送付等に十分注意すること。 ・電子処方箋の場合は患者に処方内容・引換番号を伝達 【処方薬発送（院内処方）】 ・患者支払いが完了したことを確認し、患者の自宅に薬を発送		

第5章 関係する通知・ガイドライン等

第5章では、オンライン診療指針等、遵守すべき資料やガイドライン等の参考資料を紹介します。

1. オンライン診療指針やガイドライン等

1) 全般にかかわるもの

資料名等	作成元	参照 URL
オンライン診療の適切な実施に関する指針	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/content/001126064.pdf
オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001116016.pdf
オンライン診療その他の遠隔医療に関する事例集	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001140242.pdf
「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」の改定について	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/content/00995232.pdf
「遠隔医療モデル参考書-オンライン診療版-」	総務省	https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/iryou_kaigo_kenkou_page1.html
「遠隔医療モデル参考書-医師対医師（D to D）の遠隔医療版-」	総務省	https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/iryou_kaigo_kenkou_page1.html

2) 主に情報セキュリティ対策にかかわるもの

資料名等	作成元	参照 URL
医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html
医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン	総務省、経済産業省	https://www.meti.go.jp/policy/mon_o_info_service/healthcare/teikyoutuigyousyagi.html

3) 不適切な診療等に対する注意喚起等

資料名等	作成元	参照 URL
「オンライン診療における不適切な診療行為の取扱いについて」	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000473057.pdf
オンライン診療の初診に関する提言	一般社団法人日本医学会連合	https://www.jmsf.or.jp/uploads/media/2022/11/20221124163108.pdf

2. 関係団体等によるガイドライン等

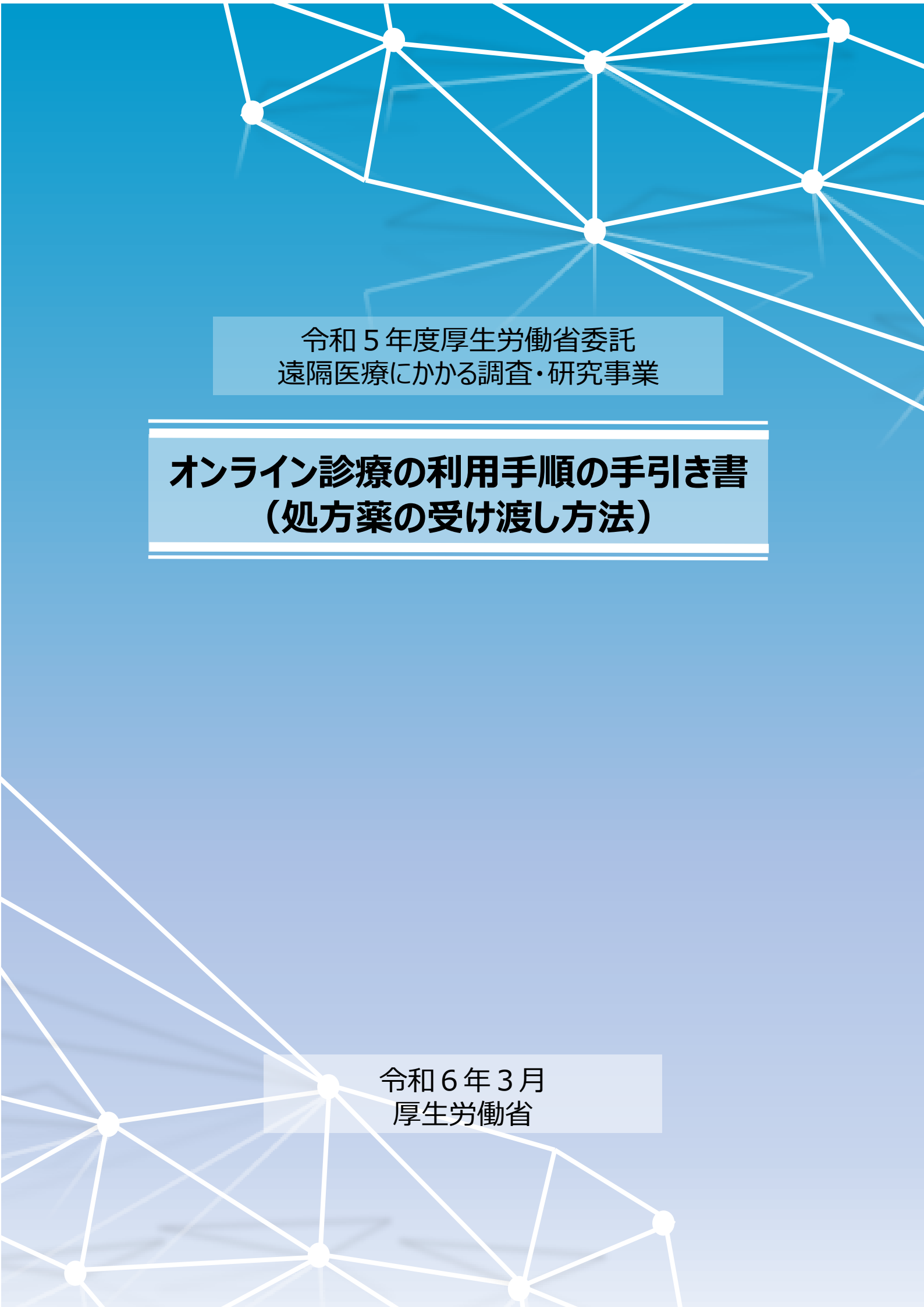
1) 全般にかかわるもの

※関係団体・学会等において、特定の診療科等にかかるオンライン診療ガイドライン等が作成されている場合がありますが、本手引きでは、オンライン診療全般にかかわるものを紹介します。

資料名等	付属資料等	作成元	参照 URL
オンライン診療入門～導入の手引き～	患者の同意書の例、診療計画書の例等	公益社団法人日本医師会	https://www.med.or.jp/doctors/sien/s_sien/010599.html
遠隔医療指針	—	日本遠隔医療学会	http://jtta.umin.jp/frame/j_14.html

令和5年度厚生労働省委託
遠隔医療にかかる調査・研究事業
オンライン診療の利用手順の手引き書

令和6年（2024年）3月
厚生労働省医政局総務課
PwCコンサルティング合同会社



令和5年度厚生労働省委託
遠隔医療にかかる調査・研究事業

オンライン診療の利用手順の手引き書 (処方薬の受け渡し方法)

令和6年3月
厚生労働省

目 次

目 次	2
第 1 章 手引き書の目的と活用方法	3
1. 目的	3
2. 本手引き書の構成と活用方法	3
3. 留意事項	3
第 2 章 処方薬の受け渡し方法の種類	4
第 3 章 処方薬の受け渡しの手順と留意点	5
1. 処方箋を院外に発行し、オンライン服薬指導を実施する場合	5
2. 処方箋を院外に発行し、薬局での服薬指導を実施する場合	6
3. 処方箋を院外に発行しない場合	7
第 4 章 参考資料	8

第1章 手引き書の目的と活用方法

手引き書の目的や構成、活用方法について解説します。

1. 目的

本手引き書は、オンライン診療やオンライン服薬指導（以下、「オンライン診療等」と言います。）の適正かつ幅広い普及を促進するため、医療機関がオンライン診療を実施した後の処方薬の受け渡し方法の手順を整理することを目的としています。

オンライン診療における処方薬の受け渡し方法には、様々な種類・形態があります。オンライン診療等を必要とする地域の医療提供体制等の特性や医療従事者・患者等の関係者のニーズ等を踏まえ、オンライン診療等の適正かつ幅広い普及につながることを期待します。

2. 本手引き書の構成と活用方法

本手引き書は、以下のとおり第1章～第4章、および巻末資料から構成されます。オンライン診療における処方薬の受け渡し方法の基本的な考え方等をまず確認したい場合は、主に第1章・第2章をご確認ください。オンライン診療における処方薬の受け渡し方法の具体的な手順を確認したい場合は、主に第3章を参考にしてください。

本手引き書は、オンライン診療における処方薬の受け渡し方法の手順について、薬局での対応を含め、医療機関の方が把握する必要があること、重要なことを中心に記載しています。遵守すべき関係法令等は第4章で紹介していますので、併せて参考にしてください。なお、薬局での対応の詳細については、「薬局・薬剤師に関する情報 オンライン服薬指導について」も参考にしてください。

章立て		主な内容
第1章	手引き書の目的と位置づけ	・ 手引き書の目的、構成、活用方法について解説します。
第2章	処方薬の受け渡し方法の類型	・ オンライン診療時の処方薬の受け渡し方法の類型を解説します。
第3章	処方薬の受け渡しの手順と留意点	・ 処方薬の受け渡しの手順と留意点についてそれぞれ説明します。
第4章	参考資料	・ オンライン診療等に関する留意事項や関係法令、関係団体のガイドライン等を紹介します。

3. 留意事項

本手引き書は、オンライン診療等の導入・実施を法令上義務づけるものではありません。また、オンライン診療等の取扱いに関する法令上の取扱いについては、社会情勢に応じて、時限的又は特例的な取扱いに係る通知、事務連絡等が随時発出される可能性があることに留意が必要です。本手引き書においては、オンライン診療等関係のある内容を中心にまとめているので、必要に応じて関連の通知等をご確認下さい。

なお、本手引き書は、オンライン診療に関する社会情勢の変化、エビデンスの蓄積の状況等を踏まえつつ、様々な制度との関係性の観点を含め、今後も必要に応じて見直しを行うことを想定しています。

第2章 処方薬の受け渡し方法の類型

オンライン診療時の処方薬の受け渡し方法について、院外処方か院内処方か、処方箋の種類、患者が来院（来局）するかどうかで、服薬指導の方法、処方箋の取り扱い、処方薬の取り扱いが異なります。それぞれの概要は以下のとおりです。具体的な対応の流れについては、第3章をご参照ください。

なお、オンライン服薬指導には、対面による服薬指導に比べ、プライバシーの確保がしやすい場合があることや、患者自宅での残薬管理状況を確認できるといったメリットもあります。

処方箋の発行方法	処方箋を院外に発行する場合 (院外処方)				処方箋を院外に発行しない場合 (院内処方)
服薬指導	オンライン服薬指導		薬局での服薬指導		(オンライン診療と併せて実施)
処方箋の形態	紙	電子	紙	電子	
処方箋の取り扱い	● 処方箋の備考欄に「オンライン対応」と記載し、処方箋情報は、患者が希望する薬局へメール、FAX等で送付 ● 処方箋原本は、追って、医療機関から薬局に直接送付	● 電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録 ● 患者に処方内容・引換番号を交付	● 処方箋原本は医療機関から患者に郵送（患者が薬局に原本を持参） ―― もしくは ――― ● 処方箋の備考欄に「オンライン対応」と記載し、処方箋情報は、患者が希望する薬局へメール、FAX等で送付 ● 処方箋原本は、追って、医療機関から薬局に直接送付	● 電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録 ● 患者に処方内容・引換番号を交付	
受け渡し方法	● 患者が来局時に受け渡し ● 患者が自宅で受け取り		● 薬局での服薬指導と併せて患者が来局時に受け渡し		● 患者が来院時に受け渡し ● 患者が自宅で受け取り
具体的な流れ	本手引き書 P5		本手引き書 P6		本手引き書 P7

※メール、FAX 等の情報は情報漏洩のリスクがある点に注意が必要です。

第3章 処方薬の受け渡しの手順と留意点

処方薬の受け渡しの手順と留意点を院外処方か院内処方か、処方箋の種類、患者が来院（来局）するかどうか別に、服薬指導の方法、処方箋の取り扱い、処方薬の取り扱いについてそれぞれ説明します。

1. 処方箋を院外に発行し、オンライン服薬指導を実施する場合

<対応の流れ>

医療機関で対応すること

（紙の処方箋）

- ① 患者に希望の薬局を確認します。
- ② 処方箋の備考欄に「オンライン対応」と記載し、処方内容を患者が希望する薬局へメール、FAX 等で送付します。
- ③ 処方箋原本は、追って、医療機関から薬局に郵送します。

（電子処方箋）

- ① 電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録します。引換番号等を患者に伝達します。

薬局で対応すること

- ① 薬局と患者が処方薬の服薬指導の方法・受け取り方法を相談します。
- ② 薬局が紙の処方箋または電子処方箋を受け取ります。
- ③ 患者にオンライン服薬指導を実施します。

（患者が来局時に処方薬を受け渡す場合）

- ➡ ④ 患者が来局時に処方薬を受け渡します。

（患者が自宅で処方薬を受け取る場合）

- ➡ ④ 薬局から患者の自宅に処方薬を発送します。
⑤ 患者が自宅で処方薬を受け取ります。

<留意事項>

- 処方する医薬品について、患者が希望する薬局での取扱い状況を確認することも有用と考えられます。
- 電子処方箋を発行した場合、処方内容・引換番号の提供方法を患者へ確認してください。
- メール、FAX 等で処方箋情報を送付する際には、誤送信に十分留意する必要があります。
- 薬局開設者及び薬剤師は、患者が適切な薬剤を確実に服薬する観点等から、薬剤の品質の保持及び患者への確実な授与に係る責任を負っています。品質の保持（温度管理を含む。）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理を要する薬剤等については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫して対応することが必要になります。

2. 処方箋を院外に発行し、薬局での服薬指導を実施する場合

<対応の流れ>

医療機関で対応すること

(紙の処方箋)

- ① 処方箋の取扱い（医療機関から患者に郵送するのか、医療機関から薬局に送付するのか）を確認します。

(医療機関から患者に郵送する場合)

- ② 処方箋原本を患者に郵送します（この場合、患者が薬局に処方箋原本を持参することになります）。

(医療機関から薬局に送付する場合)

- ② 患者に希望の薬局を確認します。
③ 処方箋の備考欄に「オンライン対応」と記載し、処方内容を患者が希望する薬局へメール、FAX 等で送付します。
④ 処方箋原本は、追って、医療機関から薬局に郵送します。

(電子処方箋)

- ① 電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録します。引換番号等を患者に伝達します。

薬局で対応すること

- ① 薬局と患者が処方薬の服薬指導の方法・受け取り方法を相談します。
- ② 薬局が紙の処方箋または電子処方箋を受け取ります。
- ③ 患者に服薬指導を実施し、処方薬を受け渡します。

<留意事項>

- 処方する医薬品について、患者が希望する薬局での取扱い状況を確認することも有用と考えられます。
- 電子処方箋を発行した場合、処方内容・引換番号の提供方法を患者へ確認してください。
- メール、FAX 等で処方箋情報を送付する際には、誤送信に十分留意する必要があります。
- 薬局開設者及び薬剤師は、患者が適切な薬剤を確実に服薬する観点等から、薬剤の品質の保持及び患者への確実な授与に係る責任を負っています。品質の保持（温度管理を含む。）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理を要する薬剤等については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫して対応することが必要になります。

3. 処方箋を院外に発行しない場合

<対応の流れ>

医療機関で対応すること

- ① オンライン診療に併せて服薬指導を実施します。
- ② 患者と受け取り方法を相談します。
 - (患者が来院時に処方薬を受け渡す場合)
 - ➡ ③ 処方薬を患者が来院時に受け渡します。
 - (患者が自宅で処方薬を受け取る場合)
 - ➡ ③ 医療機関から患者の自宅に処方薬を発送します。
 - ④ 患者が自宅で処方薬を受け取ります。

<留意事項>

- 医療機関開設者及び医師は、患者が適切な薬剤を確実に服薬する観点等から、薬剤の品質の保持及び患者への確実な授与に係る責任を負っています。品質の保持（温度管理を含む。）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理を要する薬剤等については、適切な配送方法を利用する、医療機関の従事者が届ける、患者又はその家族等に来院を求める等、工夫して対応することが必要になります。

第4章 参考資料

適用される法令・通知等や関係団体による各種手引き等の参考資料を紹介します。

資料名等	作成元	参照 URL
オンライン診療に関するホームページ	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/rinsyo/index_00010.html
オンライン診療の適切な実施に関する指針	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/content/001126064.pdf
薬局・薬剤師に関する情報 オンライン服薬指導について	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html#h2_free5
「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」の改定について（令和4年9月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課・医政局医事課連名事務連絡）	厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/content/000995232.pdf
医療機関等向け総合ポータルサイト	厚生労働省	https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm
電子処方箋 利用方法解説動画（医療機関向け）	厚生労働省	https://www.youtube.com/watch?v=alvAozT0mL8
電子処方箋 利用方法解説動画（薬局向け）	厚生労働省	https://www.youtube.com/watch?v=fOeu4D-Mul4
オンライン診療について	公益社団法人 日本医師会	https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/010599.html
オンライン服薬指導について	公益社団法人 日本薬剤師会	https://www.nichiyaku.or.jp/pharmacy-info/onlinemedicationguidance/index.html

令和5年度厚生労働省委託
遠隔医療にかかる調査・研究事業
オンライン診療の利用手順の手引き書

令和6年（2024年）3月
厚生労働省医政局総務課
PwCコンサルティング合同会社

指針遵守の確認をするためのチェックリスト

「オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成 30 年 3 月）（令和 5 年 3 月一部改訂）」に準拠

確認日：

確認者：

1. オンライン診療の提供に関する事項

		遵守／ 推奨	備考
(1) 医師－患者関係／患者合意			
i オンライン診療を実施する際は、オンライン診療を実施する旨について、医師と患者との間で合意がある場合に行う。	☐	遵守	
ii i の合意を行うに当たっては、医師は、患者がオンライン診療を希望する旨を明示的に確認する。	☐	遵守	・ オンライン受診勧奨については、患者からの連絡に応じて実施する場合には、患者側の意思が明白であるため、当該確認は必要ではない。
iii オンライン診療を実施する都度、医師が医学的な観点から実施の可否を判断し、オンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合はオンライン診療を中止し、速やかに適切な対面診療につなげる。	☐	遵守	
iv 医師は、患者の i の合意を得るに先立ち、患者に対して以下の事項について説明を行う。 ・触診等を行うことができない等の理由により、オンライン診療で得られる情報は限られていることから、対面診療を組み合わせる必要があること ・オンライン診療を実施する都度、医師がオンライン診療の実施の可否を判断すること ・(3)に示す「診療計画」に含まれる事項	☐	遵守	・ 緊急時にやむを得ずオンライン診療を実施する場合であって、ただちに説明等を行うことができないときは、説明可能となった時点において速やかに説明を行う。
(2) 適用対象			
i 直接の対面診察と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状態に関する有用な情報を、オンライン診療により得る。	☐	遵守	
ii オンライン診療が困難な症状として、一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」（※）等を踏まえて医師が判断し、オンライン診療が適さない場合には対面診療を実施する(対面診療が可能な医療機関を紹介する場合も含む。)	☐	遵守	・ 緊急性が高い症状の場合は速やかに対面受診を促す。 ※日本医学会連合「オンライン診療の初診に関する提言」（2022 年 11 月 24 日版） https://www.jmsf.or.jp/uploads/media/2022/11/20221124163108.pdf
iii 初診からのオンライン診療は、原則として「かかりつけの医師」が行う。	☐	遵守	・ ただし、既往歴、服薬歴、アレルギー歴等の他、症状から勘案して問診及び視診を補完するのに必要な医学的情報を過去の診療録、診療情報提供書、健康診断の結果、地域医療情報ネットワーク、お薬手帳、Personal Health Record（以下「PHR」という。）等から把握でき、患者の症状と合わせて医師が可能と判断した場合にも実施できる（後者の場合、事前に得た情報を診療録に記載する必要がある。）。

		遵守／ 推奨	備考
iv 【 iii 以外の場合として「かかりつけの医師」以外の医師が診療前相談を行った上で初診からのオンライン診療を行う場合】 安全性が担保されたオンライン診療を実施できるよう、オンライン診療の実施後、対面診療につなげられるようにしておく。	☐	遵守	「かかりつけの医師」以外の医師が診療前相談を行った上で初診からのオンライン診療を行う場合として、以下が想定される。 ✓「かかりつけの医師」がオンライン診療を行っていない場合や、休日夜間等で、「かかりつけの医師」がオンライン診療に対応できない場合 ✓患者に「かかりつけの医師」がいない場合 ✓「かかりつけの医師」がオンライン診療に対応している専門的な医療等を提供する医療機関に紹介する場合（必要な連携を行っている場合、D to P with D の場合を含む。）やセカンドオピニオンのために受診する場合
v 診療前相談により対面受診が必要と判断した場合であって、対面診療を行うのが他院である場合は、診療前相談で得た情報について必要に応じて適切に情報提供を行う。	☐	遵守	
vi 診療前相談を行うにあたっては、結果としてオンライン診療が行えない可能性があることや、診療前相談の費用等について医療機関のホームページ等で示すほか、あらかじめ患者に十分周知する。	☐	遵守	
vii 急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行う。	☐	遵守	なお、急病急変患者であっても、直接の対面による診療を行った後、患者の容態が安定した段階に至った際は、オンライン診療の適用を検討してもよい。
viii 特定の複数医師が関与することについて「診療計画」で明示しており、いずれかの医師が直接の対面診療を行っている場合は、全ての医師について直接の対面診療が行われていなくとも、これらの医師が交代でオンライン診療を行うことが可能。 ただし、交代でオンライン診療を行う場合は、「診療計画」に医師名を記載する。	☐	遵守	特定の複数の医師が関与するケースとして、在宅診療において在宅療養支援診療所が連携して地域で対応する仕組みが構築されている場合や複数の診療科の医師がチームで診療を行う場合などが想定される。
患者の同意を得た上で、診療録記載を含む十分な引継ぎを行っていれば、オンライン診療を行う予定であった医師の病欠、勤務の変更などにより、「診療計画」において予定されていない代診医がオンライン診療を行うことが可能。	☐	遵守	
主に健康な人を対象にした診療であり、対面診療においても一般的に同一医師が行う必要性が低いと認識されている診療を行う場合などにおいても、「診療計画」での明示など同様の要件の下、特定の複数医師が交代でオンライン診療を行うことが可能。	☐	遵守	健康診断など疾患の治療を目的としない診療（診察、診断等）などが想定される。
＜禁煙外来を行う医療機関の場合＞ ix 禁煙外来 については、定期的な健康診断等が行われる等により疾病を見落とすリスクが排除されている場合であって、治療によるリスクが極めて低いものとして、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、直接の対面診療を組み合わせないオンライン診療を行うことが許容され得る。	☐	遵守	

		遵守／ 推奨	備考
＜緊急避妊に係る診療を行う医療機関の場合＞			
緊急避妊に係る診療については、地理的要因がある場合、女性の健康に関する相談窓口等に所属する又はこうした相談窓口等と連携している医師が女性の心理的な状態にかんがみて対面診療が困難であると判断した場合においては、産婦人科医又は厚生労働省が指定する研修を受講した医師が、初診からオンライン診療を行うことは許容される。 ただし、初診からオンライン診療を行う医師は一錠のみの院外処方を行うこととし、受診した女性は薬局において研修を受けた薬剤師による調剤を受け、薬剤師の面前で内服することとする。 その際、医師と薬剤師はより確実な避妊法について適切に説明を行うこと。 加えて、内服した女性が避妊の成否等を確認できるよう、産婦人科医による直接の対面診療を約三週間後に受診することを確実に担保することにより、初診からオンライン診療を行う医師は確実なフォローアップを行うこと。	☐	遵守	- 緊急避妊に係る診療については、緊急避妊を要するが対面診療が可能な医療機関等に係る適切な情報を有しない女性に対し、女性の健康に関する相談窓口等（女性健康支援センター、婦人相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを含む。）において、対面診療が可能な医療機関のリスト等を用いて受診可能な医療機関を紹介することとし、その上で直接の対面診療を受診することとする。 - なお、調剤に対応可能な薬局の一覧は厚生労働省のホームページにおいて公開されている。 https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnk_yuuhininnyaku.html
X 自身の心身の状態に関する情報の伝達に困難がある患者については、伝達できる情報が限定されるオンライン診療の適用を慎重に判断する。	☐	推奨	
(3) 診療計画			
i 医師は、オンライン診療を行う前に、患者の心身の状態について、直接の対面診療により十分な医学的評価（診断等）を行い、その評価に基づいて、次の事項を含む「診療計画」を定め、2年間は保存する。 ・オンライン診療で行う具体的な診療内容（疾病名、治療内容等） ・オンライン診療と直接の対面診療、検査の組み合わせに関する事項（頻度やタイミング等） ・診療時間に関する事項（予約制等） ・オンライン診療の方法（使用する情報通信機器等） ・オンライン診療を行わないと判断する条件と、条件に該当した場合に直接の対面診療に切り替える旨（情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができなくなる場合を含む。） ・触診等ができないこと等により得られる情報が限られることを踏まえ、患者が診察に対し積極的に協力する必要がある旨 ・急病急変時の対応方針（自らが対応できない疾患等の場合は、対応できる医療機関の明示） ・複数の医師がオンライン診療を実施する予定がある場合は、その医師の氏名及びどのような場合にどの医師がオンライン診療を行うかの明示 ・情報漏洩等のリスクを踏まえて、セキュリティリスクに関する責任の範囲（責任分界点）及びそのとぎれがないこと等の明示	☐	遵守	
ii iに関わらず、初診からのオンライン診療を行う場合については、診察の後にその後の方針（※）を患者に説明する。	☐	遵守	※例えば、次回の診察の日時及び方法並びに症状の増悪があった場合の対面診療の受診先等

		遵守／ 推奨	備考
iii オンライン診療において、映像や音声等を医師側又は患者側端末に保存する場合には、事前に医師－患者間で、映像や音声等の保存の要否や保存端末等の取り決めを明確にし、双方で合意する。	☐	遵守	医療情報の保存については、2 (5)を参照すること。
iv オンライン診療を実施する医師自らが対応できないことが想定される場合、そのような急変に対応できる医療機関に対して当該患者の診療録等必要な医療情報が事前に伝達されるよう、患者の心身の状態に関する情報提供を定期的に行うなど、適切な体制を整える。	☐	遵守	オンライン診療を行う疾病について急変が想定され、かつ急変時には他の医療機関に入院が必要になる場合等が想定される。
急変時の対応を速やかに行うことが困難となると想定される場合については、急変時の対応について、事前に関係医療機関との合意を行っておく。	☐	遵守	急変時の対応を速やかに行うことが困難となると想定される場合として、例えば離島などが想定される。
v 「診療計画」は、文書又は電磁的記録により患者が参照できるようにする。	☐	推奨	
vi 同一疾患について、複数の医師が同一の患者に対しオンライン診療を行う場合や、他の領域の同一疾患について、複数の医師が同一の患者に対しオンライン診療を行う場合や、他の領域の専門医に引き継いだ場合において、既に作成されている「診療計画」を変更することにより、患者の不利益につながるときは、患者の意思を十分尊重した上で、当該「診療計画」を変更せずにオンライン診療を行う。	☐	推奨	
(4) 本人確認			
i 緊急時などに医師、患者が身分確認書類を保持していない等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として、医師と患者双方が身分確認書類を用いてお互いに本人であることの確認を行う。 ※かかりつけの医師がオンライン診療を行う場合等、社会通念上、当然に医師、患者本人であると認識できる状況であった場合には、診療の都度本人確認を行う必要はない。	☐	遵守	- 確認書類の例： - i 患者の本人確認： 健康保険証（被保険者証）、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の提示 - ii 医師の本人証明： HPKI カード（医師資格証）、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の提示 - iii 医師の資格証明： HPKI カード（医師資格証）、医師免許証の提示の活用
ii 初診でオンライン診療を実施する場合、当該患者の本人確認は、以下のいずれかの方法により行う。 ・顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・顔写真付きの身分証明書を有しない場合は、2 種類以上の身分証明書 ・1 種類の身分証明書しか使用できない場合には、当該身分証明書の厚みその他の特徴を十分に確認した上で、患者本人の確認のための適切な質問や全身観察等を組み合わせた確認	☐	遵守	
iii 医師の本人証明の方法として、なりすまし防止のために、原則として、顔写真付きの身分証明書（HPKI カード、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）を用いて医師本人の氏名を示す。 ※社会通念上、当然に医師本人であると認識できる場合を除く。	☐	遵守	身分証明書の提示は医師の氏名の確認が目的であり、医籍登録番号、マイナンバー、運転免許証番号、パスポート番号、住所、本籍等に係る情報を提示することを要するものではない。
iv 「医籍登録年」を伝える（医師免許証を用いることが望ましい。）など、医師が医師の資格を保有していることを患者が確認できる環境を整える。	☐	遵守	ただし、初診を直接の対面診療で行った際に、社会通念上、当然に医師であると認識できる状況であった場合、その後実施するオンライン診療においては、患者

		遵守／ 推奨	備考
また、必要に応じて、厚生労働省の「医師等資格確認検索」（氏名、性別、医籍登録年）を用いて医師の資格確認が可能である旨を示す。			からの求めがある場合を除き、医師である旨の証明をする必要はない。
(5) 薬剤処方・管理			
i 患者の心身の状態の十分な評価を行うため、初診からのオンライン診療の場合及び新たな疾患に対して医薬品の処方を行う場合は、一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」（※）等の関係学会が定める診療ガイドラインを参考に行う。	☐	遵守	現にオンライン診療を行っている疾患の延長とされる症状に対応するために必要な医薬品については、医師の判断により、オンライン診療による処方が可能。 ※日本医学会連合「オンライン診療の初診に関する提言」（2022年11月24日版） https://www.jmsf.or.jp/uploads/media/2022/11/20221124163108.pdf
ただし、初診の場合には以下の処方は行わない。 ・麻薬及び向精神薬の処方 ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な医薬品（診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤）の処方 ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方 また、重篤な副作用が発現するおそれのある医薬品の処方は特に慎重に行うとともに、処方後の患者の服薬状況の把握に努めるなど、そのリスク管理に最大限努めなければならない。	☐	遵守	
ii 医師は、患者に対し、現在服薬している医薬品を確認する。患者は医師に対し正確な申告を行う。	☐	遵守	
iii 医師は、患者に対し、かかりつけ薬剤師・薬局の下、医薬品の一元管理を行うことを求める。	☐	推奨	処方箋を発行する際、患者がオンライン服薬指導を希望する場合に、使用するシステムによっては患者が希望する薬局を選べない場合がある（システムに登録された薬局しか選べない）ことに留意し、患者が希望する薬局での調剤・服薬指導が受けられるよう配慮することが求められます。
(6) 診察方法			
i 医師がオンライン診療を行っている間、患者の状態について十分に必要な情報が得られていると判断できない場合には、速やかにオンライン診療を中止し、直接の対面診療を行う。	☐	遵守	
ii オンライン診療では、可能な限り多くの診療情報を得るために、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用する。	☐	遵守	直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には補助的な手段として、画像や文字等による情報のやりとりを活用することは妨げない。
オンライン診療は、文字、写真及び録画動画のみのやりとりで完結してはならない。	☐	遵守	
オンライン診療の間などに、文字等により患者の病状の変化に直接関わらないことについてコミュニケーションを行うに当たっては、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を伴わないチャット機能（文字、写真、録画動画等による情報のやりとりを行うもの）が活用され得る。この際、オンライン診療と区	☐	遵守	

		遵守／ 推奨	備考
別するため、あらかじめチャット機能を活用して伝達し合う事項・範囲を決めておく。			
iii オンライン診療において、医師は、情報通信機器を介して、同時に複数の患者の診療を行ってはならない。	☐	遵守	
iv 医師の他に医療従事者等が同席する場合は、その都度患者に説明を行い、患者の同意を得る。	☐	遵守	
v 医師と患者が 1 対 1 で診療を行っていることを確認するために、オンライン診療の開始時間及び終了時間をアクセスログとして記録するシステムとする。	☐	推奨	
vi オンライン診療を実施する前に、直接の対面で、実際に使用する情報通信機器を用いた試験を実施し、情報通信機器を通して得られる画像の色彩や動作等について確認する。	☐	推奨	

2. オンライン診療の提供体制に関する事項

		遵守／ 推奨	備考
(1) 医師の所在			
i オンライン診療を行う医師は、医療機関に所属し、その所属及び当該医療機関の問い合わせ先を明らかにする。	☐	遵守	
ii 患者の急病急変時に適切に対応するため、患者が速やかにアクセスできる医療機関において直接の対面診療を行える体制を整える。	☐	遵守	
iii 医師は、騒音により音声聞き取れない、ネットワークが不安定であり動画が途切れる等、オンライン診療を行うに当たり適切な判断を害する場所でオンライン診療を行ってはならない。	☐	遵守	
iv オンライン診療を行う際は、診療録等、過去の患者の状態を把握しながら診療すること等により、医療機関に居る場合と同等程度に患者の心身の状態に関する情報を得られる体制を整える。	☐	遵守	緊急やむを得ない場合には、この限りでない。
v 第三者に患者の心身の状態に関する情報の伝わることのないよう、医師は物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療を行う。	☐	遵守	
vi オンライン診療を実施する医療機関は、ホームページや院内掲示等において、本指針を遵守した上でオンライン診療を実施している旨を公表する。	☐	遵守	
vii オンライン診療を行う医師は、2 (1) ii の医療機関に容易にアクセスできるよう努める。	☐	推奨	
(2) 患者の所在			
i 患者がオンライン診療を受ける場所は、対面診療が行われる場合と同程度に、清潔かつ安全でなければならない。	☐	遵守	患者に対して、オンライン診療を受ける場所について適切に説明し協力を得ることが重要である。
ii プライバシーが保たれるよう、患者が物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療が行わなければならない。			
«（同じ場所にいる）特定多数人に対してオンライン診療を提供する場合» iii 医療法上、特定多数人に対して医業又は歯科医業を提供する場所は病院又は診療所であり、これはオンライン診療であっても同様であるため、特定多数人に対してオンライン診療を提供する場合には、診療所の届出を行う。	☐	遵守	- ただし、巡回診療の実施については、昭和 37 年 6 月 20 日付け医発 554 厚生省医務局長通知による、巡回診療の実施に準じて新たに診療所開設の手続きを要しない場合がある。 - また健康診断等の実施については平成 7 年 11 月 29 日付け健政発 927 号厚生省健康政策局長通知による、巡回健診等の実施に準じて新たに診療所開設の手続きを要しない。
(3) 患者が看護師等という場合のオンライン診療（D to P with N）			
i 医師の指示による診療の補助行為の内容として、「診療計画」及び訪問看護指示書に基づき、予測された範囲内において診療の補助行為を行う。	☐	遵守	なお、オンライン診療を行った際に、予測されていない新たな症状等が生じた場合において、医師が看護師等に対し、診断の補助となり得る追加的な検査を指示することは可能。

		遵守／ 推奨	備考
ii D to P with Nを行う医師は、原則、訪問診療等を定期的に行っている医師であり、看護師等は同一医療機関の看護師等あるいは訪問看護の指示を受けた看護師等とする。	☐	遵守	
(4) 患者が医師という場合のオンライン診療（D to P with D）			
i 情報通信機器を用いて診療を行う遠隔地にいる医師は、事前に直接の対面診療を行わずにオンライン診療を行うことができ、主治医等の医師は、遠隔地にいる医師の専門的な知見・技術を活かした診療が可能。ただし、患者の側にいる医師は、既に直接の対面診療を行っている主治医等である必要があり、情報通信機器を用いて診療を行う遠隔地にいる医師は、あらかじめ、主治医等の医師より十分な情報提供を受けること。	☐	遵守	
ii 診療の責任の主体は、原則として従来から診療している主治医等の医師にあるが、情報通信機器の特性を勘案し、問題が生じた場合の責任分担等についてあらかじめ協議しておく。	☐	遵守	
1) 情報通信機器を用いた遠隔からの高度な技術を有する医師による手術等			
i 高度な技術を要するなど遠隔地にいる医師でないと実施が困難な手術等を必要とし、かつ、患者の体力面などから当該医師の下への搬送・移動等が難しい患者を対象に行う。	☐	遵守	・ 具体的な対象疾患や患者の状態などの詳細な適用対象は、各学会などが作成するガイドラインに基づく。
ii 情報通信機器について、手術等を実施するに当たり重大な遅延等が生じない通信環境を整え、事前に通信環境の確認を行う。	☐	遵守	
仮に一時的に情報通信機器等に不具合があった場合等においても、患者の側にいる主治医等の医師により手術の安全な継続が可能な体制を組む。	☐	遵守	・ 具体的な提供体制等については、各学会などが作成するガイドラインに基づく。
2) 情報通信機器を用いた遠隔からの高度な専門性を有する医師による診察・診断等			
i 希少性の高い疾患等、専門性の観点から近隣の医療機関では診断が困難な疾患であることや遠方からでは受診するまでに長時間を要すること等により、患者の早期診断のニーズを満たすことが難しい患者を対象に行う。	☐	遵守	
ii 患者は主治医等の患者の状態を十分に把握している医師とともに、遠隔地にいる医師の診療を受ける。	☐	遵守	
患者の側にいる主治医等の医師と遠隔地にいる医師は事前に診療情報提供書等を通じて連携をとる。	☐	遵守	
(5) 通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）			
1) 医療機関が行うべき対策			
i 医療機関は、オンライン診療に用いるシステムによって講じるべき対策が異なることを理解し、オンライン診療を計画する際には、患者に対してセキュリティリスクを説明し、同意を得る。	☐	遵守	・ 医療機関は、システムは適宜アップデートされ、リスクも変わり得ることなど、理解を深める。

			遵守／ 推奨	備考
	1-1) 基本事項			
i	医療機関は、オンライン診療に用いるシステムを提供する事業者（以下「事業者」という。）による説明を受け（※）、十分な情報セキュリティ対策が講じられていることを確認する。	☐	遵守	※システムに関する個別の説明を受けることのみならず、事業者が提示している情報提供内容を自ら確認することを含む。
	当該確認に際して、医療機関は責任分界点について確認し、システムの導入に当たっては、そのリスクを十分に理解する。	☐	遵守	
ii	オンライン診療の際、医療情報システムに影響を及ぼす可能性がある（※）オンライン診療システムを使用する際は、「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を併せて実施する。	☐	遵守	※例えば、電子カルテを利用する端末で、オンライン診療に用いるシステムを直接起動し、オンライン診療を行うと、セキュリティ上の問題が生じた場合、当該診療に係る患者だけではなく、電子カルテデータベースやそれと連結した医事システムやレセプト作成用コンピュータ内のすべての患者の情報に影響が及ぶ可能性がある。
	汎用サービスを使用する際は、汎用サービスが医療情報システムに影響を与えない設定とする。	☐	遵守	
iii	医療機関は、患者に対してオンライン診療の実施に伴うセキュリティリスクを説明し、オンライン診療に用いるシステムを利用することについての合意を得た上で、双方が合意した旨を診療録に記載し、オンライン診療を実施する。	☐	遵守	
iv	「診療計画」を作成する際、患者に対して使用するオンライン診療システムに伴うセキュリティリスク等とその対策及び責任の所在について患者からの問い合わせに対応できるよう、説明文書の準備（※）又は対応者の準備を行う。	☐	遵守	※ウェブサイト等の患者が適切にアクセスできる方法による開示や、電磁的記録による説明文書と同等の内容のものの提供を含む。
v	オンライン診療システムを用いる場合は、医療機関は OS やソフトウェアのアップデートについて、事業者と協議・確認した上で実施する。 アップデートができない等の個別対応が必要な場合には、事業者からの説明、情報提供等を受け、必要な対応を実施する。	☐	遵守	
vi	医療機関は、必要に応じてセキュリティソフトをインストールする。	☐	遵守	
vii	オンライン診療に用いるシステムを使用する際には、多要素認証を用いる。	☐	推奨	
viii	オンライン診療を実施する際は、患者がいつでも医師の本人確認及び医師の所属医療機関の確認ができるように必要な情報を準備する。	☐	遵守	
ix	オンライン診療システムを用いる場合は、患者がいつでも医師の本人確認ができる情報及び医療機関の問い合わせ先をオンライン診療システム上に掲載する。	☐	遵守	

			遵守／ 推奨	備考
	X オンライン診療システムが後述の2）に記載されている要件を満たしていることを確認する。	☐	遵守	
	xi 医師がいる空間において診療に関わっていない者が診察情報を知覚できないようにする。また、患者がいる空間に第三者がいないことを確認する。	☐	遵守	ただし、患者がいる空間に家族等やオンライン診療支援者がいることを医師及び患者が同意している場合を除く。
	xii 医師は、オンライン診療実施時に、意図しない第三者が当該通信に紛れ込むような三者通信（患者が医師の説明と一緒に聞いてもらうために、医師の同意なく第三者を呼び込む場合等）や患者のなりすましが起こっていないことに留意する。	☐	遵守	
	13 プライバシーが保たれるように、患者側、医師側ともに録音、録画、撮影を同意なしに行うことがないよう確認する。	☐	遵守	
	14 オンライン診療においてチャット機能を補助的に用いる場合には、医療機関が、セキュリティリスクとベネフィットを勘案したうえで、使用するソフトウェアやチャット機能の使用方法について患者側に指示する。	☐	遵守	
	15 患者から提示された二次元バーコードや URL 等のリンク先へのアクセス及びファイルのダウンロード等はセキュリティリスクが高いため行わない。 ※セキュリティリスクが限定的であることを医療機関が合理的に判断できる場合を除く。	☐	推奨	医療機関や患者から、検査結果画像や患者の医療情報等を画面共有機能を用いて提示すること及び画面共有機能を用いずに画面を介して提示することは、多くの場合、相対的にセキュリティリスクが低減されているものと考えられる。
	16 オンライン診療を実施する医師は、オンライン診療の研修等を通じて、セキュリティリスクに関する情報を適宜アップデートする。	☐	遵守	
	17 医療機関が、オンライン診療を実施する際に、医療情報を取得する目的で外部の PHR 等の情報を取り扱うことが、医療情報システムに影響を与えうる場合は、「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を実施する。	☐	遵守	
	他方で、医療機関が、医療情報システムに影響を与えずに当該情報を取り扱う場合には、セキュリティリスクについて医療機関と患者の間で合意を得た上で、オンライン診療を実施する。	☐	遵守	
	1-2) 医療機関が汎用サービスを用いる場合に特に留意すべき事項（医療機関が汎用サービスを用いる場合は、1-1）に加えて下記の事項を実施）			
	i 意図しない三者通信を防ぐため、医療機関から患者側につなげることを徹底し、また通信の管理者権限を患者に委譲しない。	☐	遵守	
	ii 医療機関又は医療機関から委託を受けた者は、汎用サービスのセキュリティポリシーを適宜確認し、患者の問い合わせに対応できるようにする。	☐	遵守	

			遵守／ 推奨	備考
	iii 個別の汎用サービスに内在するセキュリティリスクを理解し、必要な対策を講じる責任は医療機関にあることを理解する。	☐	遵守	・ 委託を受けた者が存在する場合は、委託契約に基づき協力する責務が委託を受けた者に課される。
	iv 端末立ち上げ時、パスワード認証や生体認証などを用いて操作者の認証を行う。	☐	遵守	
2) オンライン診療システム事業者が行うべき対策 ※医療機関の医療情報管理責任者は、下記を踏まえて、所属する医師が行うべきセキュリティリスク対策を講じること。				
	i オンライン診療システムを提供する事業者は、下記を備えたオンライン診療システムを構築し、下記 2 - 1) の項目を満たすセキュリティ面で安全な状態を保つ。	☐	遵守	
	ii オンライン診療システムを医療機関が導入する際、事業者は、医療機関に対して、医療機関が十分に理解できるまで、オンライン診療システムのセキュリティ等（※）に関する説明を行う（分かりやすい説明資料等を作成し医療機関に提示することが望ましい。）。	☐	遵守	※患者および医療機関がシステムを利用する際の権利、義務、情報漏洩・不正アクセス等のセキュリティリスク、医療機関・患者双方のセキュリティ対策の内容、患者への影響等
2-1) 基本事項				
	i 医療機関に対して、医療機関が負う情報漏洩・不正アクセス等のセキュリティリスク及びシステム障害時の診療への影響を明確に説明する。	☐	遵守	
	ii 事業者は医療機関に対して、オンライン診療のセキュリティに係る責任分界点について明確に説明し、合意した範囲において責任を負う。	☐	遵守	
	iii オンライン診療システムの中にビデオ会議システム等の汎用サービスを組み込んだシステムにおいても、事業者はシステム全般のセキュリティリスクについて、医療機関に明確に説明し、合意した責任分界点の範囲において責任を負う。	☐	遵守	
	iv 事業者は、合意に基づき、脆弱性などのセキュリティリスク発生時には速やかに医療機関に状況や対応方法等の情報提供を行うなどの善管注意義務を適切に履行する。	☐	遵守	
	v オンライン診療システム等が医療情報システムに影響を及ぼし得るかを明らかにする。	☐	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
	vi 医療情報システム以外のシステム（端末・サーバー等）における診療にかかる患者個人に関するデータの蓄積・残存の禁止。	☐	遵守	・ 2 - 2) に該当する場合を除く。 ※第三者機関に認証されることが望ましい
	vii システムの運用保守を行う医療機関の職員や事業者、クラウドサービス事業者のアクセス権限を管理する（※）。	☐	遵守	※ID/パスワードや生体認証、ICカード等により多要素認証を実施することが望ましい。またシステム運用監督者は退職者アカウントの削除など管理外になりやすい要素を重点的に監視すること。 ※第三者機関に認証されることが望ましい

			遵守／ 推奨	備考
	viii 不正アクセス防止措置を講じること（IDS/IPS を設置する等）。	☐	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
	ix 不正アクセスやなりすましを防止するとともに、患者が医師の本人確認を行えるように、「1-1）基本事項」における医師の本人証明と医師の所属医療機関の確認が常に可能な機能を備える。	☐	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
	X アクセスログの保全措置。	☐	遵守	ログ監査・監視を実施することが望ましい。 ※第三者機関に認証されることが望ましい
	xi 端末へのウィルス対策ソフトの導入、OS・ソフトウェアのアップデートを定期的に促す機能。	☐	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
	xii 信頼性の高い機関によって発行されたサーバー証明書を用いて、通信の暗号化（TLS1.2 以上）を実施する。	☐	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
	13 オンライン診療時に、複数の患者が同一の施設からネットワークに継続的に接続する場合には、IP VPN や Ipsec + IKE による接続を行う。	☐	推奨	※第三者機関に認証されることが望ましい
	14 遠隔モニタリング等で蓄積された医療情報については、「医療情報安全管理関連ガイドライン」に基づいて、安全に取り扱えるシステムを確立する。	☐	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
	15 使用するドメインの不適切な移管や再利用が行われないように留意する。	☐	遵守	
	2-2）医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムの場合（オンライン診療システムが、医療情報システムを扱う端末で使用され、オンライン診療を行うことで、医療情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合、2-1）に加えて「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を行うこと。			
	i 法的保存義務のある医療情報を保存するサーバーを国内法の執行が及ぶ場所に設置する。	☐	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
	ii 医療機関に対してそれぞれの追加的リスクに関して十分な説明を行い、事故発生時の責任分界点を明らかにする。	☐	遵守	
	iii 医療情報を保存するシステムへの不正侵入防止対策等を講ずる。	☐	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
	iv オンライン診療システムは、上記の 2-1）及び 2-2 を満たしているシステムであるかどうか、第三者機関に認証されるのが望ましい。	☐	推奨	第三者機関の認証としては以下のいずれかが望ましい。 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会(HISPRO)、プライバシーマーク（JIS Q 15001）、ISMS（JIS Q 27001 等）、ITSMS（JIS Q 20000-1 等）の認証、情報セキュリティ監査報告書の取得、クラウドセキュリティ推進協議会の CS マークや ISMS クラウドセキュリティ認証（ISO27017 の取得

		遵守／ 推奨	備考
3. その他オンライン診療に関連する事項			
(1) 医師教育/患者教育			
i 医師は、オンライン診療に責任を有する者として、厚生労働省が定める研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得する。	☐	遵守	
ii 医師－患者間の信頼関係を構築した上で、さらにオンライン診療の質を向上させるためには、より適切な情報の伝え方について医師－患者間で継続的に協議する。	☐	推奨	
iii 患者が情報通信機器の使用に慣れていない場合については、オンライン診療支援者が機器の使用の支援を行ってもよいが、医師は、当該オンライン診療支援者に対して、適切なオンライン診療が実施されるよう、機器の使用方法や情報セキュリティ上のリスク、診療開始のタイミング等について、あらかじめ説明を行う。	☐	推奨	
(2) 質評価/フィードバック			
i オンライン診療では、質評価やフィードバックの体制の整備が必要である。質評価においては、医学的・医療経済的・社会的観点など、多角的な観点から評価を行う。	☐	推奨	
ii 対面診療と同様に診療録の記載は必要であるが、対面診療における診療録記載と遜色の無いよう注意を払う。加えて、診断等の基礎となる情報（診察時の動画や画像等）を保管する場合は、医療情報安全管理ガイドライン等に準じてセキュリティを講じる。	☐	遵守	
(3) エビデンスの蓄積			
i 医師は、電子カルテ等における記録において、日時や診療内容などについて可能な限り具体的な記載をするよう心掛けるとともに、オンライン診療である旨が容易に判別できるよう努める。	☐	推奨	オンライン診療の安全性や有効性等に関する情報は、個々の医療機関で保有されるだけでなく、今後のオンライン診療の進展に向け社会全体で共有・分析されていくことが望ましい。

オンライン診療の実施に際し患者に対して説明すべき内容のチェックリスト

オンライン診療を安全に実施するためには、厚生労働省が示す「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守して実施することが求められます。

オンライン診療を実施する際は、以下の内容について患者に説明し、同意を得る必要があります。

以下のチェックリストは、オンライン診療を実施する際の患者への説明と同意を得る仕組み・流れについて点検を行う際にご活用ください。

オンライン診療の提供について		説明事項 にあれば✓
1	オンライン診療は、触診等を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られているため、対面診療を適切に組み合わせて実施します。	☐
2	オンライン診療を実施する都度、医師がその実施の可否を判断し、オンライン診療による診療が適切でないと判断した場合は、オンライン診療を中断し、対面診療に切り替えます。（V1(1)医師－患者関係/患者合意② iii）	☐
3	オンライン診療における医薬品の処方は、医師の判断に基づいて実施されます。安全のためにも、患者においては、現在服薬している医薬品を医師に正確に申告することが求められます。（V1(5)薬剤処方・管理② i）	☐
4	オンライン診療はリアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を用いる必要があります。メールやチャットなどのみによって診療を実施することはできません。（V1(6)診察方法 ii、QA16） ※チャット機能を活用する場合は、当該機能を活用して伝達しあう事項・範囲について医師の指示に従ってください。	☐
5	オンライン診療は患者のプライバシーが保たれるよう、患者は物理的に外部から隔離される空間で実施する必要があります。（V2(2)患者の所在② ii） 医師と患者のいずれにおいても、第三者を同席させる場合には、都度相手方に説明し、同意を得る必要があります。（V1(6)診察方法② iv、V2(5)通信環境）	☐
6	以下の事項を含む 診療計画 について説明します。（V1 (3)診療計画② i、iii） ※初診からのオンライン診療を行う場合については、診察の後にその後の方針（例えば、次の診察の日時及び方法並びに症状の増悪があった場合の対面診療の受診先等）を患者に説明します。	☐
	①オンライン診療で行う具体的な診療内容（疾病名、治療内容等）	☐
	②オンライン診療と直接の対面診療、検査の組み合わせに関する事項（頻度やタイミング等）	☐
	③診療時間に関する事項（予約制等）	☐
	④オンライン診療を行わないと判断する条件と、条件に該当した場合に直接の対面診療に切り替える旨（情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができなくなる場合を含む）	☐
	⑤触診等できないこと等により得られる情報が限られることを踏まえ、患者が診察に対して積極的に協力する必要がある旨	☐
	⑥急病急変時の対応方針（自らが対応できない疾患等の場合は、対応できる医療機関の明示）	☐
	⑦複数の医師がオンライン診療を実施する予定がある場合は、その医師の氏名及びどのような場合にどの医師がオンライン診療を行うかの明示	☐
	⑧情報漏洩等のリスクに備えて、セキュリティリスクに関する責任の範囲（責任分岐点）及びそのとぎれがないこと等の明示 （例） 【セキュリティリスク】 ・医療機関・オンラインシステム提供事業者に対するサイバー攻撃等による患者の個人情報の漏	☐

オンライン診療の提供について		説明事項 にあれば✓
	洩・改ざん等 ・非意図的要因（操作ミス等）や災害による IT 障害等 ・第三者による画面の覗き見による個人情報の漏洩等 【医療機関及びオンライン診療システム提供事業者に課される事項】 ・医療機関は、患者に対してオンライン診療の実施に伴うセキュリティリスクを説明し、オンライン診療に用いるシステムを利用することについての合意を得た上で、双方が合意した旨を診療録に記載し、オンライン診療を実施すること。 ・医師は、患者に対しあらかじめ情報通信機器の使用方法、医療情報のセキュリティ上安全な取扱い等について説明すること。 ・オンライン診療の際、医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるオンライン診療システムを使用する際は医療情報安全管理ガイドライン等に沿った対策を講じること。 ・オンライン診療の際、医療情報を取得する目的で外部の PHR 等の情報を取り扱うことが、医療情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には医療情報安全管理ガイドライン等に沿った対策を講じること。 ・汎用サービス（Skype、LINE 等）を使用する際は、汎用サービスが医療情報システムに影響を与えない設定とすること。また、意図しない三者通信を防ぐために、医療機関から患者に繋げること。	
オンライン診療の提供体制について		説明事項 にあれば✓
7	オンライン診療に伴うセキュリティおよびプライバシーのリスクに関連して、患者様には以下の注意事項を守っていただくようお願いいたします。（V1(5)通信環境3） ①オンライン診療に使用するシステムに伴うリスクを把握した上で、オンライン診療を受診してください。 （例）リスクスマートフォンの紛失や、パソコン上のウイルス感染に伴う医療情報の漏洩等 取りうる対策パスワード設定、生体認証設定、ウイルスソフトのインストール等 ②オンライン診療を行う際は、使用するアプリケーション、OS が適宜アップデートされていることを確認してください。 ③医師側の了解なく、ビデオ通話を録音、録画、撮影しないでください。 ④医師のアカウント情報等を診療に関わりのない第三者に提供しないでください。 ⑤医師との通信中は、医師との同意がない限り第三者を参加させないでください。 ⑥汎用サービス（Skype、LINE 等）を使用する際は、医師側からおつなぎしますので、患者様側からは発信しないでください。 ⑦原則、医療機関側が求めない限り、あるいは指示に反して、チャット機能の利用やファイルの送付などは行わないでください。特に外部 URL への誘導を含むチャットはセキュリティリスクが高いため行わないでください。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

以上

※参考資料 総務省「遠隔医療モデル参考書-オンライン診療版-」（令和2年5月）

日本プライマリ・ケア連合学会「プライマリ・ケアにおけるオンライン診療ガイド」（version2.0）

厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

総務省・経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービス提供事業者における安全ガイドライン」

安心・安全にオンライン診療を受けるためのチェックリスト

オンライン診療を正しく理解し、安心・安全に利用いただくために特に重要なポイントや注意事項をまとめました（※）。
これからオンライン診療を初めて利用される方、ご関心のある方はぜひご一読ください。

項目	ポイントや注意事項	理解 できたら✓
オンライン診療 について	オンライン診療は対面診療と組み合わせて実施します。患者さんの症状や状態によっては、医師の判断により、オンライン診療を中止し、 対面による診療に変更する場合があります 。	☐
	初診からのオンライン診療は、原則として「 かかりつけの医師 」が行います。 「かかりつけの医師」以外がオンライン診療を行う場合には、診療前に、医師が患者さんの症状や情報を確認します。適切な診察のためにも、 事前の問診には正確に答えることが重要です 。 ※かかりつけの医師とは、日頃から直接の対面診療を行っているなど、すでに患者さんと直接的な関係がある医師のことをいいます。	☐
医薬品の処方・管理について	初診の場合には、 以下の処方はできません 。 - 麻薬及び睡眠薬や抗不安薬等の向精神薬の処方 - 基礎疾患等の情報が把握できていない患者さんに対する特に安全管理が必要な医薬品の処方 - 基礎疾患等の情報が把握できていない患者さんに対する8日分以上の処方	☐
	医薬品の中には、処方に当たって飲み合わせを調整するなど、特に注意を要するものがあります。 医師が適切に判断できるよう、 現在使用している医薬品（市販薬を含む）について正確に申告する必要があります 。	☐
診察方法について	オンライン診療では、 文字、写真及び録画動画のみのやりとりは認められていません 。	☐
オンライン診療を受ける場所について	診察の内容は患者さんにとって非常に重要な個人情報です。自宅や職場等からオンライン診療を受けることができますが、必ず、清潔で安全が保たれかつ、 プライバシーが保たれる空間 でオンライン診療を受けてください。 （運転中の車内、周囲に人がいる喫茶店等でのご利用は控えてください。）	☐
通信環境について	医療機関では、情報漏洩等がないよう、適切なセキュリティ対策を講じています。医師側・患者さん側双方の個人情報保護のため、以下の点についてご理解・ご協力ください。	
	医師の了解なく、 ビデオ通話を録音、録画、撮影しないでください 。	☐
	医師のアカウント等の情報を、診療に関わりのない第三者に提供しないでください。	☐
	医師との通信中は、 第三者を参加させないでください 。 患者さん以外の方（家族含む）が立ち会う場合、 事前に医師の許可を得てください 。	☐
	医療機関におけるセキュリティ対策のため、 医師の許可なく、チャット機能の利用やファイルの送付などは行わないでください 。 特に、 チャットに URL を添付することは行わないでください 。	☐
	その他、オンライン診療に係るアプリやサービスの利用にあたっては、使用するアプリやサービスのセキュリティリスク及び情報の取扱いを十分ご確認のうえ、医療機関の指示に従ってください。	☐

オンライン診療で適切な医療を受けるためには、医師と患者さんの間で、より適切な情報の伝え方について継続的に相談することが重要です。

※医療機関においては上記のポイント・注意事項を含むオンライン診療指針を遵守して、オンライン診療を実施することが求められています。

オンライン診療を利用する皆様へ



～正しく安心してご利用いただくために知ってほしいこと～

オンライン診療とは？

スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、自宅等にいながら医師の診察や薬の処方を受けることができる診療です。

オンライン診療は、直接の対面による診療とは異なり触診等ができないため、医師が得られる情報が限られます。そのため、以下のような方針により実施されます。

✓ オンライン診療は、対面診療と適切に組み合わせて実施することが基本です。

✓ 適切な診療のため、一部の場を除き、原則、かかりつけの医師が実施します。

※かかりつけの医師とは、日頃から直接の対面診療を行っているなど、すでに患者さんと直接的な関係がある医師のことをいいます。

※かかりつけの医師がいない場合は、オンライン診療を実施しているお近くの医療機関にご相談ください。

✓ 医師がオンライン診療による診療が適切でないと判断した場合には、利用できません。



オンライン診療の利用により期待される効果



在宅で訪問診療とオンライン診療を組み合わせることで、
受診の機会が増えました

医療機関が遠く、糖尿病などの慢性疾患のための
定期的な通院の負担が大きかったが、オンライン診療と
組み合わせることで負担が減り治療を継続することができました



感染症流行時も人と接触せずに受診でき、安心しました



育児・介護や仕事などで通院が困難でしたが、オンライン診療で
受診しやすくなりました



オンライン診療についてよくある質問

Q

オンライン診療を利用する時に必要なものは？

A

パソコンやスマートフォン、タブレット等の情報通信機器があれば利用可能です。
プライバシーが守られ、インターネット接続が可能な環境でご利用いただけます。
患者さん本人であることを医師が確認するため、本人確認書類（マイナンバーカード、
運転免許証、パスポートなど）も必要です。

※保険診療を受ける場合は健康保険証が必要です。



Q

オンライン診療の支払い方法や薬の受取方法は？

A

オンライン診療の支払い方法には、クレジットカード払い、後日支払い等、様々な方法があります。医療機関にご確認ください。

また、薬の受取方法も、診療所や薬局から配送してもらう方法や、薬局に受け取りに行く方法など様々です。医療機関や薬局にご確認ください。



厚生労働省ホームページに、その他Q&Aを掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38226.html



オンライン診療を利用する際の注意点

オンライン診療は、すべての患者さんにおいて利用可能とは限りません。

患者さんの安全の確保のため、オンライン診療では次のような制限がありますので、ご注意ください。

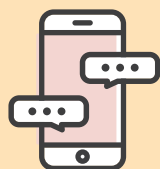


初診から麻薬や向精神薬を処方することはできません。

また、基礎疾患等の情報が把握できていない患者さんに対する、特に安全管理が必要な薬品（精神神経用剤、糖尿病用剤等）や、8日分以上の処方也不能せん。



重篤な副作用が発現するおそれのある医薬品の処方
特に慎重に行います。



メールやチャットのみで診療することはできません。



緊急を要する症状である場合など、医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合はオンライン診療を中止し、速やかに対面診療に切り替えます。



医師の判断によりお薬を処方できない場合があります。

⇒次頁の「オンライン診療で処方を受けるに当たって注意が必要なお薬一覧」も併せてご確認ください。



オンライン診療の安全で適切な活用のために、厚生労働省では患者の皆様知っておいてほしいこと・ご協力いただきたいことを「安心・安全にオンライン診療を受けるためのチェックリスト」として整理・公表しています。ぜひご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38226.html



オンライン診療で処方を受けるに当たって注意が必要なお薬一覧

初診からオンライン診療で処方を受ける場合には、初診から安全に処方してもらうことができない医薬品もあるため、患者さんが処方を希望したとしても、医師が処方すべきでないと判断することがあります。

例えば、以下のようなお薬は、処方すべきでないと判断される可能性のあるお薬ですので、必要な際には、かかりつけの医師等と十分にご相談ください。

また、以下のお薬以外にもオンライン診療で処方を受けるに当たって、注意を要するお薬があります。詳細はこちら→(日本医学会連合「オンライン診療の初診に関する提言」)



	医師がオンライン診療（初診）で処方すべきでないと判断し得るお薬
代謝	・ 糖尿病治療薬 (注) (注) 例えば、糖尿病治療薬であるGLP-1受容体作動薬などを「医療ダイエット」、「メディカルダイエット」などと称して処方する例において、 健康被害 の報告がされています。 ・ 脂質異常症治療薬
精神	・ 向精神薬 (抗うつ薬、抗不安薬、睡眠導入剤 (睡眠薬) など) ・ ADHD (注意欠陥多動性障害) 治療薬 など
炎症・免疫・アレルギー	・ 副腎皮質ステロイド薬 ・ 抗アレルギー薬 (抗ヒスタミン薬など。薬局において販売されている抗アレルギー薬は可能とされています。) ・ 標準化スギ花粉エキス など
内分泌	・ 全てのホルモン製剤 (低用量ピルなど)
ビタミン製剤、輸液・栄養製剤	・ 栄養製剤 など
循環器	・ 利尿剤 など
呼吸器	・ 麻薬系の鎮咳薬 など
神経	・ 麻薬類 など
耳鼻咽喉	・ 副腎皮質ステロイド (点鼻) など
皮膚	・ ステロイド外用薬 (効果の強さがvery strong (とても強い) 以上のもの) など



オンライン診療は、その特徴や注意点を理解した上で、オンライン診療の実施について医師と合意できた場合に利用することが可能です。ご利用を検討の際は、かかりつけの医師にご相談ください。